日頃より沼津市民文化センターをご使用くださいまして、有難うございます。 「沼津市民文化センター条例施行規則第4条」では、大・小ホールは使用月の1年前、展示室は使用日の1年前、その他会議室等は使用日の6ヶ月前より申込みができるとなっていますが、次のように教育委員会が特に必要と認めたときは、大・小ホールは使用月の2年前、展示室は使用日の2年前、その他会議室等は使用日の1年前より申込みができる場合があります。

教育委員会が特に必要と認める場合は、開催日時が確定している次の事業があります。

- 1 市の直接事業
- 2 国・県の直接事業(記念事業・全国的な行事)
- 3 各種大会の全国大会、県大会
- 4 一般団体の記念大会などで10年単位の行事
- 5 市が共催事業として承認した事業

優先申込みの手続きは、上記の要件を満たし、開催日時が確定している行事に限ります。 沼津市教育委員会宛に、申請理由、主催者名、使用日時、使用場所、行事名、参加予定 者数、入場方法等を記入した文書を沼津市民文化センターに提出してくだい。 教育委員会の許可後、通常申込み前までに「文化センター使用許可申請書」を提出して いただきます。

※ご使用希望日に当該施設のご利用が可能か事前に文化センターにご確認ください。 ご不明な点は、文化センターにお問い合わせください。

問合せ先

沼津市民文化センター 受付係

Tel: 055-932-6111